

## 放課後児童クラブの職員配置基準等の堅持及び放課後児童支援員等の処遇改善を求める意見書

放課後児童クラブは、保護者が就労等により昼間家庭にいない児童に、放課後等に安全に安心して生活できるための遊び及び生活の場を提供しています。児童の安全を確保するためには、児童を見守る放課後児童支援員等の体制が万全で、研修等により資質を向上させていくことが必要とされています。

職員の配置等については国が基準を定め、市町村が放課後児童クラブに関する条例を定める際に従うべき基準とされています。そのような中で、全国的に放課後児童クラブの支援員等の不足が深刻化しており、当該従うべき基準の規制緩和を求める提案が地方から国に提出されています。

これを受け、国は当該従うべき基準を参酌化することについて、今後、検討することとしています。仮に、当該従うべき基準を緩和して職員が1名で多くの児童を受け持つことになった場合は、放課後児童クラブの安全性や保育の質が低下するおそれがあります。

今、放課後児童クラブにおける児童の安全を確保するためには、放課後児童支援員等の量的な確保とその保育の質の向上は不可欠です。

よって国においては、放課後児童クラブの職員配置基準等を堅持し、放課後児童支援員等の処遇の改善を図るため、下記の措置を講ずるよう強く求めます。

### 記

1. 放課後児童クラブの職員配置基準等は、現行の2名体制を堅持し、児童の安全・保育の質の確保を第一に定めること。
2. 放課後児童支援員等について、給与等の処遇の改善、資質向上に繋がる研修の保障等の更なる対策を推進すること。
3. 待機児童対策や放課後児童クラブの運営形態の改善が図れるよう施設整備や支援員の確保等の支援制度の充実を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年12月20日

大分県中津市議会

【提出先】

衆議院議長 大島 理森 様

参議院議長 伊達 忠一 様

内閣総理大臣 安倍 晋三 様

財務大臣 麻生 太郎 様

厚生労働大臣 根本 匠 様

内閣府特命担当大臣（少子化対策）

宮腰 光寛 様

内閣府特命担当大臣（地方創生、男女共同参画）

片山 さつき 様